

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第八百九十一号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

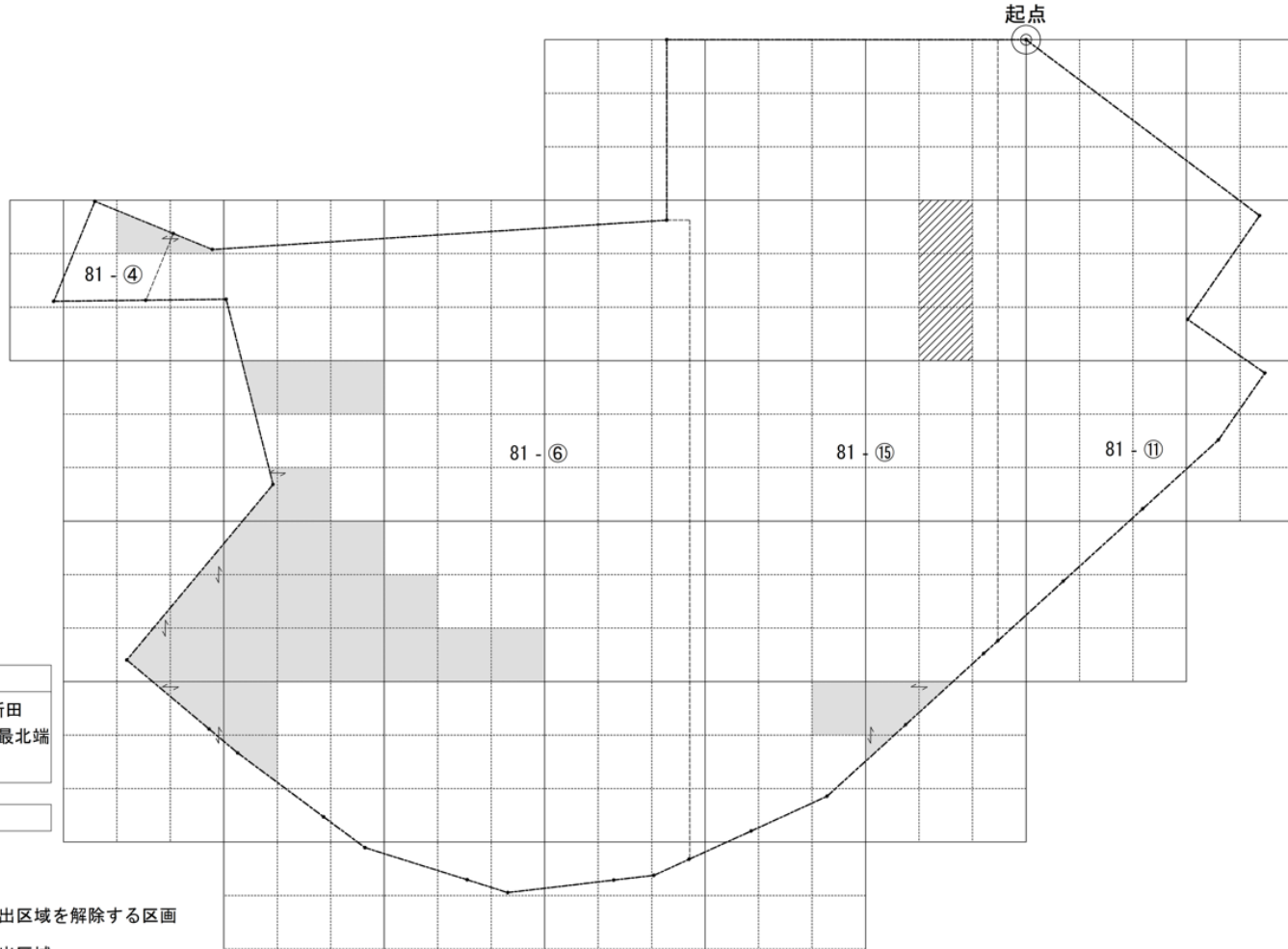
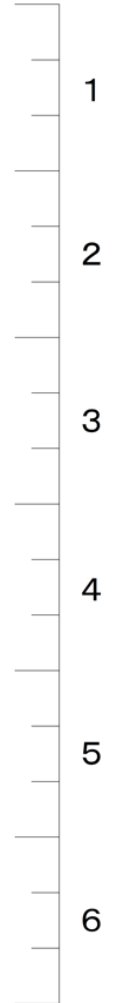
令和五年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大瀬古新田土地区画整理事業八十一街区十五画地の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

1度27分39秒



起点
起点は、埼玉県八潮市大瀬古新田
土地区画整理事業81-⑪街区の最北端
とする

格子の回転角度 1度27分39秒

- ↔ : 区画の統合
- ▨ : 形質変更時要届出区域を解除する区画
- : 形質変更時要届出区域
- : 敷地境界
- - - : 仮換地後の街区番号